

令和7年度

豊沢川農業水利事業

豊沢ダム周辺整備（その2）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

豊沢川農業水利事業 豊沢ダム周辺整備（その2）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、豊沢川土地改良事業計画に基づき、豊沢ダム堤体補修、管理施設整備等を行うものである。

2. 工事場所

岩手県花巻市豊沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 豊沢ダム堤体補修工 N=1 式

管理用道路舗装工 A=2,616m² 他

(2) 主要工事内訳

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1) ダム管理所外構工 | N=1 式 |
| 2) 旧ダム管理所周辺整備工 | N=1 式 |
| 3) 上部進入路工 | L=50.0m |
| 施工始点 測点 No. 1 | |
| 施工終点 測点 No. 3+10.0 | |
| 4) ダム堤体補修工 | N=1 式 |
| 5) 取水塔侵入防止柵改修工 | N=2 箇所 |
| 6) 小水力建屋転落防止柵設置工 | N=1 式 |
| 7) 監査廊内継目排水孔補修工 | |
| 側壁部 | N=24 箇所 |
| 底版部 | N=14 箇所 |
| 8) 監査廊内手摺等設置工 | |
| 手摺設置工 | L=91.3m |
| 待避所設置工 | N=8 箇所 |
| 水路用掛け蓋設置工 | N=3 箇所 |
| 9) 管理用道路舗装工 | A=2,616m ² |
| 施工始点 測点 No. 0 | |
| 施工終点 測点 No. 29+8.0 | |
| 10) 旧放流施設閉塞充填工 | N=1 式 |
| 11) 左岸擁壁取付水路工 | N=1 式 |

4. 工事数量

「別紙ー1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

ダム堤体補修工は、主要地方道花巻大曲線の通行止め期間となる5月15日までに実施する計画としている。なお、5月15日までの施工が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

旧放流施設閉塞充填工は、非洪水期となる11月1日以降に実施する計画としている。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等97日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者に円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図られるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている240日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年12月19日（工事完了期限日）まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

5. 主要地方道花巻大曲線の通行規制について

主要地方道花巻大曲線のダム堤体部について、関連工事の豊沢ダム管理システム製作据付工事において令和7年4月1日～令和7年5月15日（日曜日を除く）まで時間帯通行止め（8時30分～12時00分及び13時00分～17時00分）を予定している。工事車両の通行に当たっては関連工事と調整を行なうものとする。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

- (1) 豊沢発電所小水力発電施設製作据付工事（施工期間：～令和7年6月20日）
- (2) 豊沢ダム管理システム製作据付工事（施工期間：～令和7年9月30日）
- (3) 豊沢ダム旧管理所撤去他工事（仮称）（施工期間：令和7年6月～12月）（予定）

3. 第三者に対する措置

(1) 濁水処理対策

本工事の施工に伴い発生する汚濁水は豊沢ダム下流へ流出しないようにしなければならない。

(2) ダム管理

豊沢ダムは岩手県が年間を通して管理していることから、管理に支障を来さないよう留意しなければならない。

(3) 防塵対策

管理用道路 NO. 1～NO. 2 付近は希少植物の生息が確認されているため、管理用道路の施工にあたっては防塵等の配慮を行うものとする。

(4) 保安対策

1) 本工事に必要となる交通誘導警備員を配置する計画である。

配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。

2) 交通誘導警備員の配置は下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
① 主要地方道花巻大曲線 (豊沢ダム工事用道路の出入口部)	1名/日	検定合格者 1名	昼間	無

(5) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うほか下記に留意するものとする。

(1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

(2) 本工事は、河川区域内における工事であることに留意し、工事に関する作業届けは、工事契約後に発注者が河川管理者へ提出することとしている。また、河川管理者による完成検査に協力するものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

6. 現場搬入路

(1) 本工事に必要となる建設資機材の搬入搬出は、主要地方道花巻大曲線を利用することと

しており、受注者は善良な道路使用を行わなければならない。特に、花巻南温泉峠を通過する場合は法定速度を遵守することはもちろん、温泉客等に十分配慮するとともに、路面の汚れが生じないようにしなければならない。

(2) 主要地方道花巻大曲線の豊沢ダム堤体クレスト部の重量制限は 14 t である。

第5章 仮設

1. 建設発生土受入地、現場発生材受入地

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、「別図－1」に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
土砂仮置場	岩手県花巻市豊沢地内	616m ³	礫質土

(2) 現場発生材受入地

現場発生材受入地は、「別図－1」に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

名称	地先名	摘要
現場発生材置場	岩手県花巻市豊沢地内	柵、ケーブル、鋼材等

2. 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

3. 監査廊内継目排水孔補修工施工時の換気設備

監査廊内で行う基礎排水孔補修工では、コンクリートはつりを行うため換気用仮設送風機を計上している。現場実態を踏まえて見直しが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図－1」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用にあたっては、「別紙－3 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 石材

再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ° (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比W/C(%)	セメントの 種類による 記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	B B	舗装コンクリート 小口止

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(3) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(4) 侵入防止柵

材 料 名	規 格	適 用
侵入防止柵	W900×H2050 枠φ42 タテ格子φ24、溶融亜鉛メッキ仕上げ、対候性塗料 (DB)	取水塔
既設手摺忍び返し	φ13 H150 @100 (台座溶接) 穴開け6箇所 M8 用溶融亜鉛メッキ仕上げ、対候性塗料 (DB)	取水塔

(5) 転落防止柵

材 料 名	規 格	適 用
転落防止柵	H1100×L9600 溶融亜鉛メッキ仕上げ HDZT63 ※ダム堰施設技術基準準拠品	小水力建屋

(6) 手すり

種類	支柱間隔 (mm)	摘要
ステンレス製手すり・支持材	1,500	

(7) ステンレス鋼材 (縞鋼板)

材 料 名	規 格	適 用
待避所	30×280×t3.5 2枚/基 L形 280 (溶接) 2本/基	監査廊
水路用掛け蓋	500×1600×t3 L形 1600×2本 (溶接)	監査廊

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
プレキャストコンクリート製品	カタログ、試験成績書、構造計算書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
断面修復材	カタログ、試験成績書
目地材	カタログ、試験成績書
砕石類	試験成績表、粒度分析表
路盤紙	カタログ
鋼板	品質証明書、試験成績書
アンカー工材料	カタログ・試験成績書
ボルト類	カタログ、試験成績書
ゴム板	カタログ
電線及び電線管	カタログ、試験成績書

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40	花巻市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認 (施工段階確認)

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
舗装工事	路盤工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所		
	舗装工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう改修し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13F) (20)	

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	(有) 大道地工業	花巻市横志田第1地割95-1	8:00~16:30	再資源化 施設業者
アスファルト殻	(有) 大道地工業	花巻市横志田第1地割95-1	8:00~16:30	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株) 北日本環境保全	岩手県北上市鬼柳 3-64-1 他	8:00~17:00	再資源化 施設業者
木くず(枝葉)	花巻バイオチップ(株)	花巻市大畑 9-92-24	8:30~16:30	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

解体方法	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5. 構造物（支障物）撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。なお、刈払工による木くずの撤去数量については、撤去後に重量の計量を行い、実績に基づいて変更するものとする。

6. 土工

(1) 掘削及び床掘

- 1) 掘削及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 2) 埋戻し及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締固めなければならない。

7. 舗装工

(1) コンクリート舗装工

- 1) コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。
- 2) コンクリート舗装に当たっては、延長 5m に 1 箇所割合で目地を設けるものとする。

(2) アスファルト舗装工

- 1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。
 基層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し基層との密着をはからなければならない。
 表層工（路盤上）の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。
 表層工（基層上）の施工に当たっては、タックコート（アスファルト乳剤 PK-4）43 リットル/100m² 以上を基層面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。
- 2) 基層工及び表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

(3) 区画線工

区画線の施工にあたっては、十分に清掃した後、施工するものとする。

8. 現場発生材（柵、鋼材等）

現場発生材の撤去にあたっては、受入地への搬入前に検量等を行い、現場発生材報告において重量についても報告を行わなければならない。

なお、検量方法及び検量結果の確認方法については監督職員と協議により決定する。

9. 仮設工

工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の上、枝払いを行うものとする。

10. ダム管理所外構工

敷地内の街灯移設に当たって、現場条件と合致しない場合は、監督職員と協議変更するものとする。

11. 旧ダム管理所周辺整備工

旧ダム管理所の既設舗装厚さは 5cm を想定しているが、異なる場合は実績数量にて変更を行うので、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

残土は、旧管理事務所撤去後の跡地のほか、石積整形工の盛土部に流用する予定であるが、現場条件と合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。

石積整形工で発生した石は現場内に仮置きするものとし、詳細は監督職員の指示による。また、法面の植生は、現地植生の復元を目的に自然進入促進マットでの施工を考えている。

側溝の再整備に際し、目詰まり等生じている範囲の土砂等の除去を行うものとする。処分に係る費用については、必要に応じ監督職員と協議するものとする。

12. ダム堤体補修工

ダム堤体補修工は、橋梁点検車の使用を想定している。

施工に先立って、コンクリート表面をウエス等で丁寧に洗浄するものとする。また、補修箇所の鉄筋露出部は、錆を除去した後、防錆剤を塗布するものとする。

なお、現場条件と合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 取水塔侵入防止柵改修工

取水塔侵入防止柵の改修は、既設門扉撤去後に、門扉設置及び既設手摺並び返しを設置を行う。既設門扉（約 21kg/個）は撤去した後、仮置場まで運搬（L=0.9 km）する。撤去物は有価材として処分するため、任意の大きさに切断可である。

14. 小水力建屋転落防止柵設置工

小水力発電施設建屋周辺の転落防止柵（二次製品 H=1.1m×L=9.6m、溶融亜鉛メッキ仕上げ、製品重量約 190kg）の設置を行う。なお、設置に際して 20 箇所の削孔（φ19mm×130mm）を含むものとする。

15. 継目排水孔補修工

側壁部は、既設充填材取り壊し、導水板ゴムを撤去、アンカー削孔を行う。そのうえでゴム板及びステンレス板を金属拡張アンカー（SUS M10）にて設置する。

底版部は、既設排水溝の取壊しを行い、モルタルにて簡易に整形した後、油性ペイントを塗布し、鋼製蓋を設置する。撤去により発生したコンクリート殻やゴム殻（廃プラ）は、発生量確認のうえで実績数量にて変更協議を行うものとする。

16. 監査廊手摺等設置工

ダム監査廊内の手摺、待避所、水路用掛け蓋の設置を行う。

監査廊傾斜部側面に手摺（二次製品 SUS304、φ32mm、支持間 1500、支持材 L=300、アンカー削孔、ホールインアンカー（SUS M6））を設置する。手摺及び支持材は、部材厚 1mm を想定しているが、構造計算結果を踏まえて変更する場合があるので、実施前に監督職員と協議するものとする。

監査廊階段部に待避所（二次製品、縞鋼板（SUS、280mm×430mm、t=3.5）、L 形鋼 L=280mm、アンカー削孔、ホールインアンカー（SUS M12））を設置する。

監査廊底盤部に水路用掛け蓋（二次製品、縞鋼板（SUS、800mm×500mm、t=3.5、2枚/箇所））を設置する。

17. 旧放流施設閉塞充填工

現設計では、仮設足場設置、注入孔削孔、コンクリートポンプ車打設による閉塞を計上しているが、関係機関との協議結果に基づいて設計変更を行う予定である。

18. 左岸擁壁取付水路工

左岸擁壁取付水路の勾配是正と落葉対策のため、調整及び嵩上げコンクリート打設、グレーチング設置を行う。調整コンクリートの最小厚は 50mm とし、不足する場合は既設水路底をハツリ取るものとする。打設したコンクリート表面にはシラン系表面含浸材を塗布する。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理基準に定めのない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_Digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 現地精査により数量に変更が生じた場合
- (2) 現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
- (3) 地下埋設物(埋設文化財を含む)及び貯水池内水没物が出現し撤去が必要となった場合
- (4) 第三者及び関係機関との協議等により変更が生じた場合
- (5) 土質及び地質の変化により、仮設方法等の変更が生じた場合
- (6) 関連工事との調整により変更が生じた場合
- (7) 濁水処理及び湧水処理の必要が生じた場合
- (8) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (9) 遠隔確認の試行を行う場合
- (10) 気象状況により除雪、雪寒仮囲い等が必要となった場合
- (11) ダム管理所給水設備の修繕及び保護対策が必要となった場合
- (12) 堤体下流右岸排水処理対策が必要となった場合
- (13) 旧放水施設閉塞充填工の設計変更が生じた場合
- (14) 監査廊内手摺の寸法形状を変更する必要が生じた場合
- (15) ダム管理施設の整備が必要となった場合
- (16) 第12章6.(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)に基づく確認により変更が生じた場合
- (17) その他

第12章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) 発注者は、V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較し

た経済性を評価する。

- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の

状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※1

※1 補正係数: 1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) (ア) ~ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア) ~ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ) ~ (チ) については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式(洋風)便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(ウ) 臭い逆流防止機能

(エ) 容易に開かない施錠機能

(オ) 照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）

	④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数によ

り、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1) に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数
		4週8休以上
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02

11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
 その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
 その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に

示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－４）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は変更実施計画書（別紙－５）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. ダム管理所外構工				
(1)土工				
掘削工		m ³	200.000	
盛土工	発生土盛土	m ³	2.000	
作業残土処理工		m ³	200.000	
(2)路面排水工				
作業土工		式	1.000	
U字側溝 再設置 250×250		m	18.600	
コンクリート蓋 再設置 250用		枚	17.000	
グレーチング蓋 再設置 250用		枚	10.000	
L型側溝 再設置 350		m	14.100	
集水柵工		箇所	1.000	
(3)構造物撤去工				
構造物取壊し	無筋 殻運搬処理	m ³	0.020	
U型側溝 再利用撤去 250×250		m	18.600	
コンクリート蓋 再利用撤去 250用		枚	17.000	
グレーチング蓋 再利用撤去		枚	10.000	
L型側溝 再利用撤去		m	14.100	
防護柵 再利用撤去		m	8.000	
(4)敷地内舗装工				
路盤工 (敷地内舗装)	RC-40 470mm	m ²	512.000	
表層 (敷地内舗装)	再生密粒度As (13F) フ ライムコート	m ²	512.000	
(5)県道乗入部舗装工				
下層路盤 (県道乗入部)	RC-40 420mm	m ²	58.000	
基層 (県道乗入部)	再生粗粒度As (20) フラ イムコート	m ²	58.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
表層（県道乗入部）	再生細粒度As（13F） タックコート	m ²	58.000	
(6)防護柵工				
作業土工		式	1.000	
防護柵工	H=1.1m 再設置	m	8.000	
(7)附帯施設工				
作業土工		式	1.000	
街灯移設工		基	1.000	
トラッククレーン[トラッククレーン・油圧伸縮ジブ型]	, 4.9t吊, 運転1日当たり算出	日	0.450	
トラッククレーン[トラッククレーン・油圧伸縮ジブ型]	, 4.9t吊, 運転1日当たり算出	日	0.900	
電線撤去工	再利用しない	m	30.000	
電線管布工	FEP30	m	10.000	
電線設置工	EM-CE3.5-3C	m	33.000	
埋設標識シート敷設工		m	10.000	
区画線工	熔融式	m	70.000	
2. 旧ダム管理所周辺整備工				
(1)土工				
土工		式	1.000	
(2)附帯施設工				
自由勾配側溝設置工	B300型	m	13.900	
境界ブロック付円型側溝設置工	一般部	m	34.800	
境界ブロック付円型側溝設置工	乗入部	m	12.700	
グレーチング蓋設置工		枚	6.000	
集水柵工		箇所	2.000	
グレーチング柵蓋		式	1.000	
転落防止柵工		m	23.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3) 構造物撤去工				
縁石撤去工	B200	m	37.900	
U型側溝撤去工 250×250		m	23.000	
コンクリート蓋 撤去 250用		枚	12.000	
殻運搬処理	無筋	m ³	4.500	
舗装版切断工		m	44.000	
舗装版破碎工		m ²	347.000	
殻運搬処理	アスファルト	m ³	17.000	
ネットフェンス撤去工	再利用しない	m	27.000	
(4) 旧ダム管理所舗装工				
砂利舗装工	RC-40 t=200mm	m ²	358.000	
下層路盤工	RC-40 t=320mm	m ²	164.000	
路盤工	RC-40 t=150mm	m ²	164.000	
表層	再生密粒度As (13F) フ ライムコート	m ²	164.000	
(5) 石積整形工				
土工	切土部	m ³	40.000	
土工	盛土部 (周辺整備工から 流用)	m ³	10.000	
法面整形工	切土部	m ²	76.000	
法面整形工	盛土部	m ²	20.000	
植生マット工	自然進入促進マット	m ²	90.000	
小口止工		式	1.000	
刈払工		ha	0.010	
木くず運搬処分		m ³	0.100	
3. 上部進入路工				
(1) 道路土工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削工		式	1.000	
盛土工		式	1.000	
(2)法面整形工				
法面整形 (切土部)		m ²	10.500	
法面整形 (盛土部)		m ²	23.800	
(3)舗装工 (上部進入路)				
コンクリート舗装工	18-8-25BB、12cm厚	m ²	174.000	
型枠		式	1.000	
養生工		式	1.000	
路盤紙		m ²	174.000	
路盤工	RC-40、1層、15cm厚	m ²	174.000	
目地板工	瀝青質板、t=10mm	m ²	3.600	
(4)舗装工 (平場部)				
アスファルト舗装工	3cm厚	m ²	312.000	
路盤工	RC-40、1層、15cm厚	m ²	312.000	
(5)作業残土処理工				
作業残土処理工		m ³	37.000	
4. ダム堤体補修工				
(1)ダム堤体補修工				
表面被覆工	t=10mm	m ²	2.800	
断面修復工	d=100mm	m ³	0.100	
断面修復工	d=150mm	m ³	0.200	
表面含浸材塗布	シラン系	m ²	7.400	
目地補修工	目地成型ゴム挿入 20×20	m	0.800	
5. 取水塔侵入防止柵改修工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)取水塔侵入防止柵改修工				
既設門扉撤去工		箇所	2.000	
トラック[クレーン装置付]	、ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊, 運転1日当たり算出	日	0.500	
軽油	パトロール給油	L	15.500	
門扉設置工		箇所	2.000	
トラック[クレーン装置付]	、ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊, 運転1日当たり算出	日	1.000	
軽油	パトロール給油	L	31.000	
既設手摺忍び返し設置工		箇所	2.000	
6. 小水力建屋転落防止柵設置工				
(1)小水力建屋転落防止柵設置工				
転落防止柵設置工		式	1.000	
運転手(特殊)		人	2.000	
トラック[クレーン装置付]	、ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊, 運転1日当たり算出	日	2.000	
軽油	パトロール給油	L	62.000	
7. 監査廊内継目排水孔補修工				
(1)継目排水孔補修工				
継目排水孔補修工(側壁部)		箇所	24.000	
継目排水孔(底版部)		箇所	14.000	
廃プラ運搬処分		m ³	0.200	
8. 監査廊内手摺等設置工				
(1)手摺設置工				
手摺設置工	部材厚1mm	m	91.300	
手摺支持材	首長ブラケット L=300 部材厚1mm	本	84.000	
あと施工アンカー	SUS M6	本	336.000	
(2)待避所設置工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
待避所設置工		箇所	8.000	
(3)水路用掛け蓋設置工				
水路用掛け蓋設置工		箇所	3.000	
9. 管理用道路舗装工				
(1)管理用道路舗装工				
土工	掘削 運搬 整地	m ³	379.000	
(2)管理用道路 (県道交差部)	No. 0～No. 1+6.000			
凍上抑制層		m ²	268.000	
下層路盤		m ²	255.000	
上層路盤		m ²	249.000	
表層工		m ²	246.000	
(3)管理用道路	No. 1+6.000～No. 26+9.015			
凍上抑制層		m ²	89.000	
路盤工		m ²	89.000	
既設道路 不陸整正		m ²	1,748.000	
表層工		m ²	1,837.000	
(4)管理用道路	No. 17+14.785 回転場			
回転場 不陸整正		m ²	335.000	
表層工		m ²	335.000	
(5)管理用道路	No. 26+9.015～ No. 29+9.000			
凍上抑制層		m ²	412.000	
路盤工		m ²	186.000	
表層工		m ²	444.000	
(6)舗装取壊し工				
舗装版破碎		m ²	42.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
殻運搬処理	アスファルト	m ³	2.100	
10. 旧放流施設閉塞充填工				
(1)旧放流施設閉塞充填工				
旧放流施設閉塞充填工	コンクリート充填	m ³	39.900	
型枠		式	1.000	
足場工	手摺先行枠組足場	掛m ²	20.200	
削孔工	φ250	孔	1.000	
11. 左岸擁壁取付水路工				
(1)左岸擁壁取付水路工				
コンクリート工	嵩上げ、インバート調整	式	1.000	
型枠		式	1.000	
コンクリート接着材		kg	9.000	
グレーチング	T-2	枚	11.000	
排水管	VP φ50	m	0.050	
表面含浸材		式	1.000	
構造物取壊工	無筋	m ³	0.400	
殻運搬処理	無筋	m ³	0.400	
12. 仮設工				
(1)監査廊内 換気用仮設送風機				
監査廊内 換気用仮設送風機	左右岸各1式	日	26.000	
送風機	φ300 20m/台 6台	日	1.000	
ドラムコード	防水 6台	日	1.000	
送風機用発電機	13KVA	日	1.000	
送風機	φ300 20m/台 6台	日	1.000	
(2)安全管理				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
安全管理	交通誘導警備員	人	9.000	
13. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
撤去材運搬				
旧ダム管理所 転落防護柵 輸送費		ton	0.200	

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

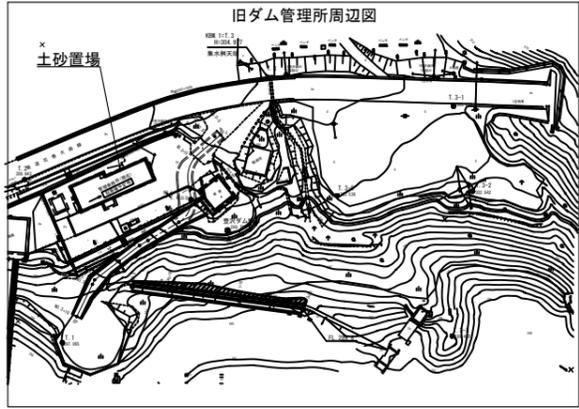
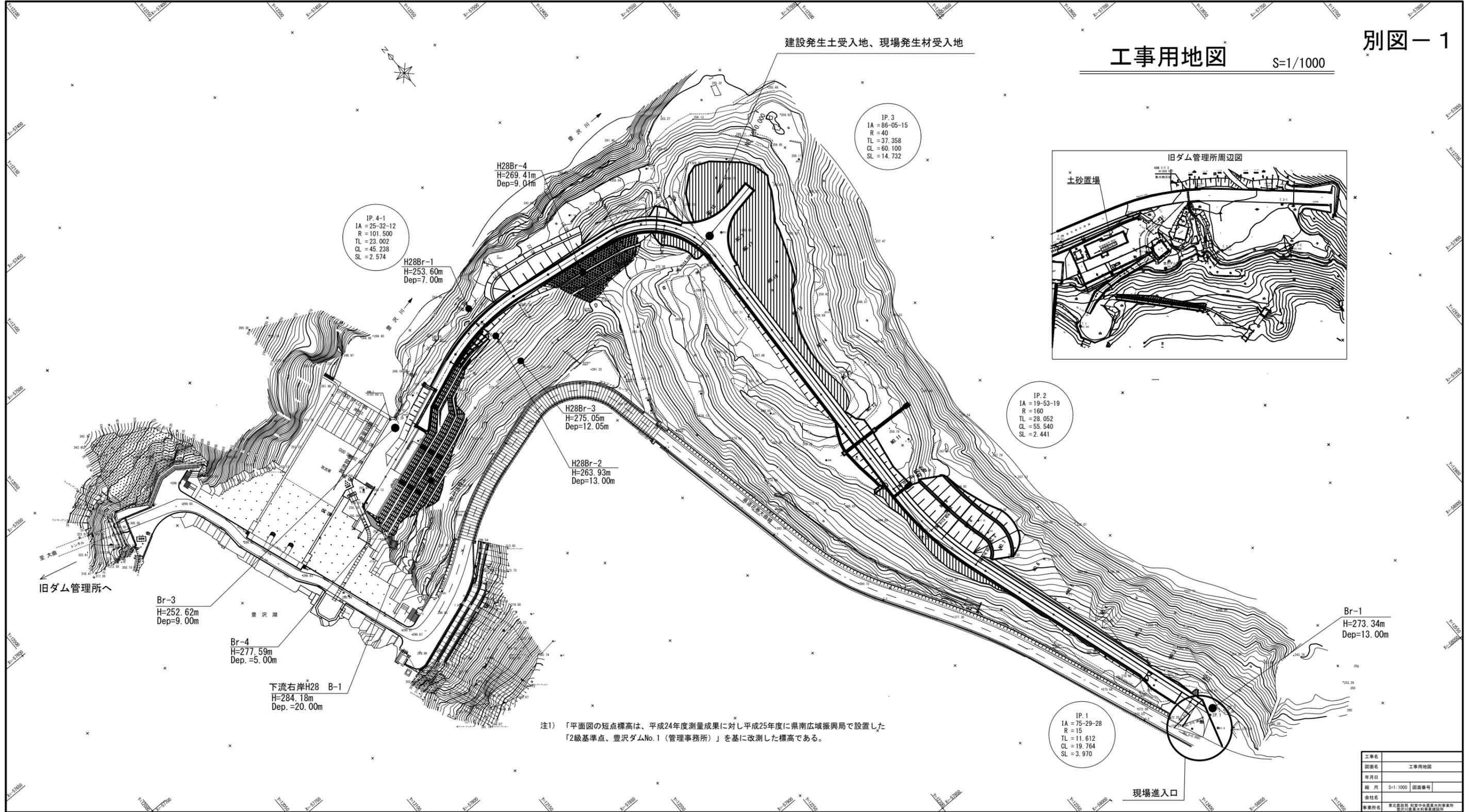
実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

工事用地図

S=1/1000

建設発生土受入地、現場発生材受入地



注1) 「平面図の短点標高は、平成24年度測量成果に対し平成25年度に県南広域振興局で設置した「2級基準点、豊沢ダムNo.1(管理事務所)」を基に改測した標高である。

工事名	工事用地図
図面名	工事用地図
年月日	
縮尺	S=1:1000 図面番号
会社名	
製図者名	東北建設 昭栄中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業所

令和7年度 豊沢川農業水利事業
豊沢ダム周辺整備（その2）工事
図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚 数	備考
1	位置図	1	
2	全体計画図(1/2)	1	
3	全体計画図(2/2)	1	
4	ダム管理所外構工 敷地内舗装計画図	1	
5	ダム管理所外構工 県道乗入れ舗装展開図	1	
6	ダム管理所外構工 撤去・復旧図	1	
7	旧管理所 周辺整備工 計画平面図	1	
8	旧管理所 周辺整備工 標準断面図	1	
9	旧管理所 周辺整備工 石積整形工 横断図	1	
10	旧管理所 周辺整備工 排水系統図	1	
11	旧管理所 周辺整備工 舗装平面図	1	
12	旧管理所 周辺整備工 撤去平面図	1	
13	旧管理所 周辺整備工 小構造物詳細図	1	
14	上部進入路 計画平面図	1	
15	上部進入路 縦断図	1	
16	上部進入路 標準断面図	1	
17	上部進入路 横断図	1	
18	ダム堤体補修工 計画図(1)	1	
19	ダム堤体補修工 計画図(2)	1	
20	ダム堤体補修工 計画図(3)	1	
21	取水塔侵入防止柵改修工	1	
22	小水力建屋転落防止柵設置工	1	
23	監査廊内 継目排水孔補修工	1	
24	監査廊内 継目排水孔補修工詳細図	1	
25	監査廊内 手摺等設置工 配置計画図	1	
26	監査廊内 手摺等設置工詳細図(右岸側)	1	
27	監査廊内 手摺等設置工詳細図(左岸側)	1	
28	管理用道路 舗装工 縦断図(1/2)	1	
29	管理用道路 舗装工 縦断図(2/2)	1	
30	管理用道路 舗装工 標準断面図	1	
31	管理用道路 舗装工 横断図(1/27)	1	
32	管理用道路 舗装工 横断図(2/27)	1	
33	管理用道路 舗装工 横断図(3/27)	1	
34	管理用道路 舗装工 横断図(4/27)	1	
35	管理用道路 舗装工 横断図(5/27)	1	
小 計		35	

令和7年度 豊沢川農業水利事業
 豊沢ダム周辺整備（その2）工事
 図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚 数	備考
36	管理用道路 舗装工 横断図（6／27）	1	
37	管理用道路 舗装工 横断図（7／27）	1	
38	管理用道路 舗装工 横断図（8／27）	1	
39	管理用道路 舗装工 横断図（9／27）	1	
40	管理用道路 舗装工 横断図（10／27）	1	
41	管理用道路 舗装工 横断図（11／27）	1	
42	管理用道路 舗装工 横断図（12／27）	1	
43	管理用道路 舗装工 横断図（13／27）	1	
44	管理用道路 舗装工 横断図（14／27）	1	
45	管理用道路 舗装工 横断図（15／27）	1	
46	管理用道路 舗装工 横断図（16／27）	1	
47	管理用道路 舗装工 横断図（17／27）	1	
48	管理用道路 舗装工 横断図（18／27）	1	
49	管理用道路 舗装工 横断図（19／27）	1	
50	管理用道路 舗装工 横断図（20／27）	1	
51	管理用道路 舗装工 横断図（21／27）	1	
52	管理用道路 舗装工 横断図（22／27）	1	
53	管理用道路 舗装工 横断図（23／27）	1	
54	管理用道路 舗装工 横断図（24／27）	1	
55	管理用道路 舗装工 横断図（25／27）	1	
56	管理用道路 舗装工 横断図（26／27）	1	
57	管理用道路 舗装工 横断図（27／27）	1	
58	県道交差部	1	
59	旧放流施設閉塞充填工	1	
60	左岸擁壁取付水路工 改修計画図	1	
小 計		25	
合 計		60	